



## 個別訪問コンサルティング(無料) をご利用ください!

奈良労働局では、労務管理に関するご相談に対応するため、社会保険労務士の資格を有する相談員を無料で派遣しています。

お気軽にご利用ください。

「夏の生活スタイルの変革」って…?

「朝型勤務」とは、朝早く働きはじめ、夕方には仕事を終えることで、長時間労働を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスを実現することが目的としています。

例えば、始業・終業時刻を早めて残業は原則認めない、始業時刻は変更せず残業は始業前の一定時間しか認めないなど、さまざまな手法が考えられます。

### 【A社】

- 夜型の残業体質から朝型の残業へと改善
  - ・ 深夜勤務（22時-5時）の「禁止」、20時-22時勤務の「原則禁止」。
  - ・ 早朝勤務時間は、深夜勤務と同様の割増し賃金を支給。
  - ・ 8時前始業社員に対し、軽食を支給。
- 2013年10月からトライアル。2014年5月より正式導入。
- この結果、時間外勤務時間、時間外勤務手当（早朝割増を含む）ともに減少。



就業規則、36協定、職場でのトラブルなどについても、お気軽にご相談下さい。

### 【B社】

- 役員、本部長、プロジェクトメンバーの3名で20時40分から全フロアを回り、退社の声かけを実施。
- 早朝出勤の社員に8時45分から「朝パン」を配布。2015年1月からはおむすびの配布に変更。

### 【C社】

- フレックスタイム制のコアタイムを、従来10時であったものを9時～15時に前倒し。加えて、20時以降の勤務を原則禁止。

## 【個別訪問コンサルティング 利用申込書】

事業場名	(支店、営業所等の名称まで記入して下さい)			
代表者職氏名		記入担当者		
所在地・電話	電話(     )     -     / FAX(     )     -			
正社員	男性 名	女性 名	計 名	企業全体 名
非正規社員 (パート・アルバイト等)	男性 名	女性 名	計 名	企業全体 名
相談内容				

※ 相談時間は、1～2時間程度で、月曜日から金曜日の平日10時～15時頃の間で対応させていただきます。また、遠隔地の場合はお断りすることがありますので、予めご了承ください。

申込先 奈良労働局 FAX 0742-32-0214